

# 水道料金および下水道使用料改定(案)の概要について

問合せ先 市上下水道部経営企画課 (☎43-2169)

## ●水道料金は2.9%の値上げ、下水道使用料は2.5%の値下げ

市の水道料金および下水道使用料は、近年の人口減少などによる収入の落ち込みが続いています。特に、水道事業の収支見通しでは、何らかの手立てを講じなければ今後資金不足の発生が見込まれる、厳しい財政状況となっています。



### (1) 上下水道事業審議会

上下水道事業の現状と今後の見通しについて、21(令和3)年1月29日に上下水道事業審議会に諮問し、6回にわたる集中審議を経て、4月5日に答申をいただいたところです。

主な答申の内容は、次のとおりです

- ・水道事業の資金不足が今後増加していく見通しを踏まえると、水道料金の値上げはやむを得ない状況であること。
- ・水道料金の改定率の圧縮を検討すること。
- ・下水道事業で当面見込まれる資金剰余額を下水道使用料の値下げに充てることには懸念があるが、水道料金と下水道使用料を一体として使用者負担を考えるとという視点も持ちながら、総合的に判断すること。
- ・下水道使用料の基本水量については、水道料金と同様に見直すべきであること。

### (2) 上下水道料金改定に係る市の方針

上記答申を踏まえた市の方針は、水道料金の値上げは必要であるものの、コロナ禍における厳しい社会・経済状況を考慮し、家事用の水道料金と下水道使用料の合計額が改定前の額を超えないこととするなど、できる限り市民に新たな負担を生じさせないことを基本とすることとしました。

### (3) 水道料金改定の概要

- ①料金体系：家事用や業務用で料金が違う「用途別料金」など、現行体系を維持することとしました。
- ②料金改定対象経費：22(令和4)年度から本格的に取り組む老朽管路更新事業の財源醸成を図るため、段階的に導入することとしていた資産維持費分を料金改定対象経費とすることとしました。
- ③料金負担増の軽減：資金不足分に対し、一般会計から2億5,000万円の出資を行い、料金の値上げ幅を1.6%圧縮することとしました。
- ④料金改定率：以上により、料金改定率は2.9%の値上げとしました。

### (4) 下水道使用料改定の概要

- ①使用料体系：基本水量の見直し(8m<sup>3</sup>→0m<sup>3</sup>)従量使用料1m<sup>3</sup>から。
- ②使用料改定率：標準的な家庭における水使用量とされる月20m<sup>3</sup>を使用する場合において、家事用の水道料金の値上げ額と同額を値下げするため、2.5%の値下げとしました。

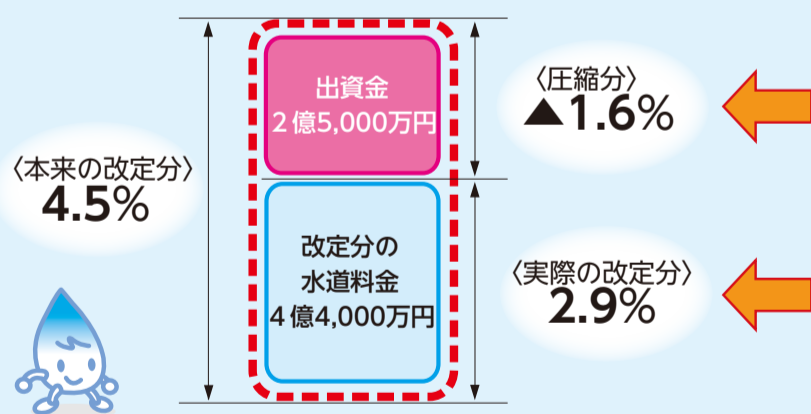
### (5) 改定予定年月日

22(令和4)年4月1日以降の使用分から適用予定

この改定案を令和3年6月定例市議会に提出し、現在、市議会の上下水道事業審査特別委員会に付託されているところです。

## ●コロナ禍における、水道料金値上げによる市民負担増軽減の取り組み

### 家事用の水道料金と下水道使用料の合計額は、改定前の額を超えません



水道事業の収支見通しでは、25(令和7)年度末において、約7億円の収支不足が見込まれています。これをすべて水道料金の改定で賄おうとすると、4.5%増の改定が必要となります。コロナ禍における厳しい社会・経済状況を考慮し、一般会計から資金不足分に対し2億5,000万円の出資を行うことにより、改定率を1.6%圧縮し、水道料金は2.9%の値上げとすることとしました。

改定率の軽減策(1.6%圧縮)として、一般会計が出資をすることとしました

また、下水道使用料を2.5%値下げすることにより、家事用の水道料金と下水道使用料を合わせた額は、改定後において改定前の額を超えないこととしました。

家事用の水道料金値上げ分(2.9%)を、下水道使用料で2.5%値下げすることで、新たな負担が生じないよう対応しました

## ●下水道使用料の基本水量制廃止

基本水量制とは、基本水量の範囲内での使用に対して超過使用料を賦課せず、定額の基本使用料のみの負担とする制度です。

市では、これまで下水道使用料の基本使用料に8m<sup>3</sup>の基本水量を付与していましたが、1カ月当たりの使用量が8m<sup>3</sup>を下回る少量使用者が増加している現状を踏まえ、家事用の水道料金と同様に基本水量を廃止し、使用量1m<sup>3</sup>から従量使用料を基本使用料に加算する仕組みとしました。

月に使用した水の量が8m<sup>3</sup>以下の場合も、水の使用が少ないほど、使用料が安くなります

【現行】<計算例>	【改定案】<計算例>
<b>月に1m<sup>3</sup>使用した場合</b> 基本使用料(8m <sup>3</sup> まで) 1,691円 超過使用料 なし 合計 1,691円	<b>月に1m<sup>3</sup>使用した場合</b> 基本使用料(基本水量なし) 1,520円 従量使用料 16円×1m <sup>3</sup> = 16円 合計 1,536円
<b>月に5m<sup>3</sup>使用した場合</b> 基本使用料(8m <sup>3</sup> まで) 1,691円 超過使用料 なし 合計 1,691円	<b>月に5m<sup>3</sup>使用した場合</b> 基本使用料(基本水量なし) 1,520円 従量使用料 16円×5m <sup>3</sup> = 80円 合計 1,600円
<b>月に8m<sup>3</sup>使用した場合</b> 基本使用料(8m <sup>3</sup> まで) 1,691円 超過使用料 なし 合計 1,691円	<b>月に8m<sup>3</sup>使用した場合</b> 基本使用料(基本水量なし) 1,520円 従量使用料 16円×8m <sup>3</sup> = 128円 合計 1,648円

8m<sup>3</sup>以下は使用料が同じ

使用量が少ないほど安い